

ボートレース鳴門 売店出店に関する仕様書

ボートレース鳴門における売店施設の運営にあたり、次のとおり条件等を定める。

1 出店に関すること

(1) 施設概要

場所：ボートレース鳴門本場及び外向発売所

区分	本場		外向発売所
	売店1 (スタンド棟1階)	売店2 (スタンド棟3階)	売店3 (一般席棟)
面積	39.148㎡ 売店 28.676㎡ 倉庫 10.472㎡	8.535㎡	47.88㎡
施設使用料	36,300円/月	8,800円/月	77,000円/月

※施設使用料には、消費税及び地方消費税を含む

(2) 出店許可期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※出店後、原則として3年以上は営業継続に努めること。

出店に係る賃貸借契約は、毎年度締結することとするが、出店許可期間内は更新できるものとする。

(3) 出店に係る賃貸借契約

①出店者は、毎年度、鳴門市との店舗の賃貸借契約を締結する。ただし、初回の契約については、本件プロポーザル審査後、契約にむけた協議が整い次第、令和8年3月31日までに契約する。（この期間は、賃借料等は発生しない。）次年度以降は、毎年度4月1日から3月31日までを契約期間とする。

②出店者は、毎年度、鳴門モーターボート競走場における営業に関する規程第3条に規定する営業申請を行う。

③出店者は、出店期間が満了したとき又は営業規程による許可が取り消された場合は、自己の負担で、鳴門市が指定する期日までに、賃貸借物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、鳴門市が承認した場合は、この限りではない。

④出店者が原状回復の義務を履行しないときは、鳴門市は出店者の負担においてこれを行うことができる。

(4) 賃貸借上の制限

①出店者は、施設を売店施設以外での利用を供してはならない。

②出店者は、施設を善良な管理者としての注意をもって維持保全に努めなければならない。

(5) 営業日

本場は、ボートレース鳴門営業日に準ずる。（年間180日程度、変動あり）

外向発売所は、ボートレース鳴門外向発売所営業日に準ずる。（年間360日程度）

(6) 営業時間

本場：開門から12レース終了までとする。(レースにより変動あり)

モーニングレース開催時：午前8時から午後3時まで

デイレース開催時：午前10時から午後5時まで

外向発売所：午前7時から午後9時まで(指定席棟：午前8時から午後9時まで)

(7) 費用負担について

①出店に伴う諸費用の負担について、別紙1「経費負担区分一覧表」を参照のこと。

②施設使用料については、スタンド棟1階は36,300円、スタンド棟3階は8,800円、外向発売所一般席棟は77,000円を月額(消費税及び地方消費税を含む)とする。

③鳴門市は、出店者よりスタンド棟1階、外向発売所一般席棟は150,000円、スタンド棟3階は100,000円を敷金として預かるものとし、出店者が原状回復の義務を履行しない場合に充当するものとする。この場合、実際にかかった経費との差額について、不足する場合は請求し、余剰がある場合は返金する。なお、契約更新時には、旧契約満了時に一度返金し、新契約締結後に再度預かるものとする。

④ポートレース鳴門のゴミステーションを利用する場合、出店者は本場(スタンド棟1階及びスタンド棟3階)、外向発売所一般席棟については月額2,200円(消費税及び地方消費税を含む)を負担するものとする。(毎営業日にゴミを持ち帰っても差し支えない。)

(8) 設備について

別紙2「売店平面図」のとおりとする。

(9) 運営方針について

本場スタンド棟3階の出店については、必須としない。各店舗の運営方針については、企画提案書への記載を求める。

2 使用条件等

(1) 法令の遵守等

食品衛生法及び関係法令等に遵守するとともに、鳴門市の指示に従うこと。

(2) 衛生管理

施設内の清掃等については、出店者の負担と責任で実施すること。(生ごみ・塵芥処理、配水管・阻集器清掃、害虫駆除等)

食品衛生法に基づく営業許可届出や、その他法令に定める諸官庁への申請・届出等については、全て出店者の負担と責任で実施すること。

(3) 搬入・搬出等

荷物の搬入・搬出・運搬等について、事前に鳴門市と協議すること。また、来場者の安全に十分配慮のうえ、通行の妨げにならないよう注意すること。

(4) 保険

利用者へ損害を加えた際に生じた賠償責任を補償する賠償責任保険に加入するものとし、保険証の写しを鳴門市に提出すること。また、保険を更新した場合も、速やかに保険証の写しを提出すること。

(5) 商品・価格・サービス

販売商品の内容や価格に変更がある場合、事前に鳴門市に報告すること。

出店者は、接客態度等に配慮しサービスの提供を行うとともに、利用者の要望に最大限配慮すること。

鳴門市からボートレース関連グッズ等の販売を依頼する場合、協力すること。また、ボートレース鳴門やBOATRACE振興会が発行するサービス券の利用やボートレース鳴門が主催するイベントやファンサービスへは可能な範囲で協力すること。

(6) 商品の仕入れ・管理

安全性等が信頼できる業者から仕入れることとし、提供商品の瑕疵についてはすべての責任を負うものとする。また、商品管理には十分配慮し、品質保持に努めること。

(7) 営業の報告

出店者は、収支状況等について、任意の様式で毎月報告すること。また、その他運営状況等について鳴門市から報告を求められた場合は応じること。

業務において事故が発生した場合には、速やかに鳴門市に報告すること。

(8) 連絡体制

出店者は、通常時及び緊急時の連絡体制並びに連絡先を鳴門市に報告すること。

(9) 研修計画

出店者は、安心・安全に業務運営を行うために、従業員等の研修を定期的に行うように努めること。

(10) 情報の適正管理

出店者（委託した場合は、委託先を含む。）は、本プロポーザル及び本業務を通じて知り得た情報を本業務以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本プロポーザル及び本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、出店期間終了後も同様とする。

(11) 業務履行に関する措置

鳴門市は、本業務（委託した場合を含む。）を履行するにあたって、著しく不相当と認められるときは、出店者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを要求する。

出店者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、鳴門市の指示に従い、必要な措置を講じるものとする。

(12) 業務の引継ぎ等

出店者は、本業務が終了したときは、速やかに施設の原状回復を行い、鳴門市に対して円滑な施設の引渡しを行うものとする。

3 使用上の制限

(1) 本物件は、善良な管理者の注意をもって、維持管理しなければならない。

(2) 指定した用途以外に本物件を使用することは認めない。

(3) 本物件を他人に転貸し、またはその使用权を担保に供し、若しくは他人に譲渡すること

はできない。また、本物件の営業する権利を他人に譲渡または再委託してはならない。

4 その他

(1) 売店、自動販売機の設置等

ポートレース鳴門本場内には、売店施設 2 店舗のほかに、飲食施設（1 階フードコート 2 店舗）、紙カップ式飲料自動販売機（3 階一般席 2 台、指定席 2 台、4 階指定席 2 台）を設置している。

ポートレース鳴門外向発売所内には、売店施設 1 店舗のほかに、紙カップ式飲料自動販売機（一般席棟 2 台、指定席棟 2 台）を設置している。

(2) 出店イベント等

開催中、本場内において食品・飲料を提供もしくは販売するイベントを実施する場合がある（イベントを実施する際には、事前に通知する。）。

(3) 開催日の中止、順延等

天候、天災地変、公共事業、その他やむを得ない事情により競走若しくは場外発売の開催を延期または中途において中止した場合並びに天災地変により売店テナントが損傷を被り、その復旧期間中営業不振により出店者が損失を生じた場合においても、一切の補償は行わない。

(4) その他

この仕様書の定めのほか、事業の実施の関し疑義があるとき、または仕様について疑義が生じたときは、双方協議のうえ、解決するものとする。